高森町プレミアム付商品券　取扱事業者登録申請書

令和　年　　月　　日

高森町長　様

高森町プレミアム付商品券事業取扱事業者募集要項に基づき下記のとおり申請します。なお、高森町プレミアム付商品券事業実施要綱第4条の6に定める下記1から9に係る取引は行わないことを誓約します。

記

事業所登録情報	所 在 地	熊本県阿蘇郡高森町大字		
	事業所名（店舗名）			
	代 表 者	印		
	業　　種	□小売業（　　）□サービス業（　　） □飲食業（　　）□その他（　　）		
	電話番号		FAX番号	

【換金方法】

<u>現金による換金所での窓口受取りのみとなります。</u>

※プレミアム付商品券は下記の用途には使用できません。

- **土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や金融商品に関わる支払い**
- **たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ**
- **有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、やプリペイドカード等、換金性の高いもの**
- **風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務**
- **国税、地方税や使用料などの公租公課出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）**
- **医療費、調剤薬、介護保険等の保険適用に係る一部負担金の支払い**
- **特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い**
- **現金との換金、金融機関への預け入れ**
- **当該商品券の交換又は売買**

高森町使用欄	
受付	
登録番号	